

コベルコ教習所株式会社

松山教習センター長

伐木等作業の特別教育修了者に対する追加講習に関する申告書

今般、労働安全衛生規則（以下「安衛則」の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正（平成31年2月12日告示）により定められた特別教育カリキュラム（新安衛則第36条8号関係「学科教育2時間・実技教育30分」）の追加講習を受講するにあたり提示する修了証は、改正前の安衛則第36条第8号（ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む計16時間）の教育を修了し受領したものです。

なお、虚偽の申告を行った場合は無効となることを了承します。

令和 年 月 日

受講者氏名 _____ ㊟